



令和6年9月5日

子育て支援に資する居住支援施策について

世田谷区では、0～4歳世代や30代・40代の子育て世帯が転出超過の傾向にある点などを踏まえ、世田谷で子育てしやすい、し続けたいと実感できる区民の増に向けて居住支援施策による子育て支援を推進します。

1 現行の子育て世帯への居住支援策

(1) ひとり親世帯家賃低廉化補助事業

区では、国の住宅セーフティネット制度を活用したひとり親世帯への居住支援として、平成30年度より「ひとり親世帯家賃低廉化補助事業」に取り組んでいる。

当事業では、18歳未満のお子さんを養育するひとり親世帯の方が、本事業の対象住宅に転居される場合に、区が賃貸人へ家賃の一部を補助することにより、入居者の家賃負担額が月額最大4万円減額される。

(2) 子育て支援マンション認証制度及び事業補助

子育て世帯が安心して子育てできるよう、住戸専用面積が50平方メートル以上で、キッズルーム設置など一定以上の条件を満たしたマンションを認証する制度を設けている。また、キッズルームやプレイロットの整備費用の一部助成を行っている。

2 区営住宅における子育て世帯向け住戸の拡充

(1) 子育て世帯向け住戸拡充

区営住宅の既存ストック住戸を活用し、子育て世帯向けの住戸数を拡充することにより、子育て世帯向けの住宅支援を行う。

(2) 住戸拡充の概要

区営住宅の住戸のうちストック量が最も多い一般世帯向け住戸の枠の一部を子育て世帯向けの専用住戸へ変更し住戸数を拡充する。

(3) 提供住宅への入居要件

収入基準及び使用料等は世帯状況等により異なる。

対象者 ※その他要件あり	<ul style="list-style-type: none"> 区内に引き続き1年以上居住している方 同居親族が3人以上いること（4人家族以上） 義務教育終了前の扶養親族が2人以上いること 住宅に困窮していることが明らかな方
収入基準	(例) 家族4人 一般区分 0～3,036,000円（年間所得）
使用料等	(例) 4～10万円程度及び共益費 ※所得や世帯状況に応じ負担額が変わる。

(4) 提供住宅への入居要件

令和6年11月 募集開始

令和7年3月 入居

◎問合先 1 居住支援課 電話03-5432-2504
2 住宅課 電話03-5432-2502